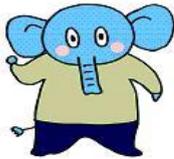


201003号



ワンクリック詐欺
には遭わないゾー

平成 22 年 1 2 月 6 日
環 境 生 活 総 務 課
(消費生活室)
TEL 0852-22-5103
FAX 0852-32-5918
E-mail
svohisen@pref.shimane.lg.jp

消費者被害注意情報

**昨年もお知らせしました(平成21年12月14日付け)が、
アダルトサイトにアクセスしたら、いきなり高額な料金を請求
された、という相談が数多く寄せられ続けています。**

●たとえば・・・

- ・無料のアダルトサイトで、年齢認証をクリックしたらいきなり「登録」となり、7万円を請求された。請求画面を消しても5分おきに現れる。
- ・ゲームのサイトを見ていたら、いつの間にかアダルトサイトに入ってしまった、6万円の請求画面が出た。

●不用意にアクセスしない。クリックしない。

相談事例では、年齢認証で「はい」「18歳以上」のボタンをクリックすると請求画面が現れた、というケースを多く見かけます。安易に「はい」ボタンなどをクリックしないことです。むしろ、一番の防衛策はアダルトサイトにアクセスしないことです。

●決して業者に連絡しない。

請求画面にはあたかも個人情報登録されたように表示されますが、IPアドレスやプロバイダ名は把握されても個人を特定されることはありません。電話やメールで連絡をすることは、個人情報を業者に知らせることと同じです。「退会したい」意思表示を含め、こちらからは決して連絡しないでください。

●言われるままに支払わない。

「登録されました」と画面に出たとしても、そもそも契約が有効に成立しているとは限りません。業者に言われるままにお金を支払わないことです。支払えばさらに請求されるというケースが多く、「縁切り」にはなりません。

●未成年者は家族に相談すること。

中学生・高校生といった未成年者がトラブルに巻き込まれるケースも多いです。一人で悩まず家族や消費者センターに相談してください。

●利用料の請求画面が消えない場合

コンピューターウイルスによりパソコンに定期的に請求画面が表示される場合には、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が公表している対処方法を参照して、システムの復元またはパソコンの初期化を行ってください。



<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>